

# 第 6 章

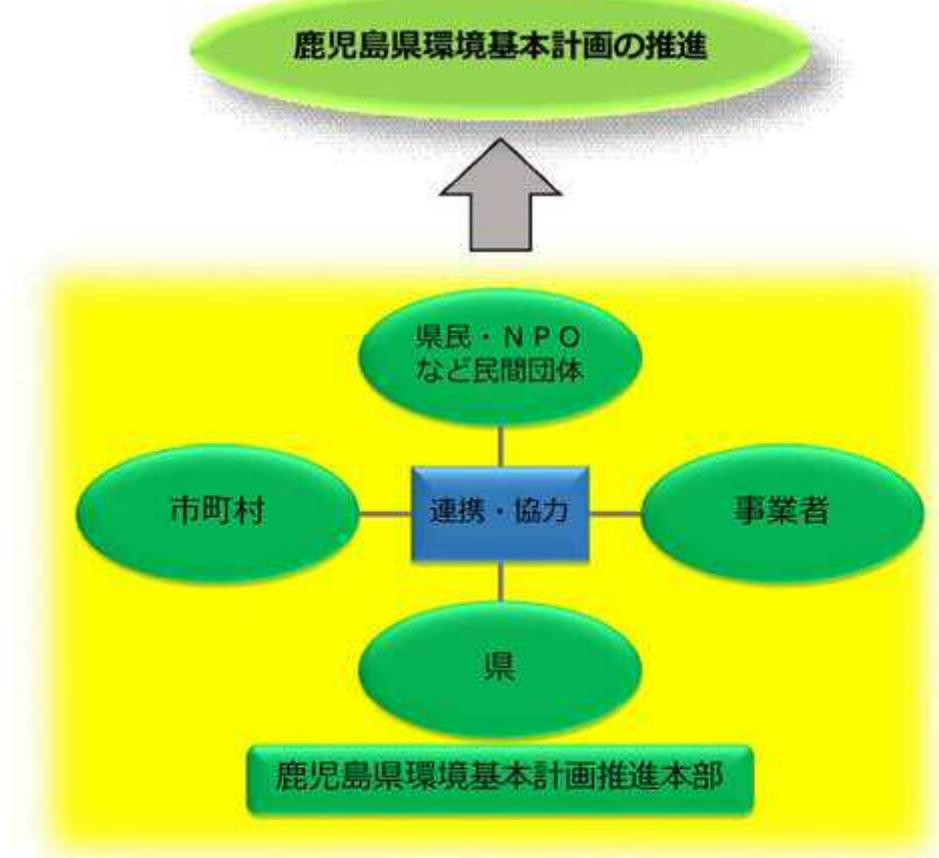
計画の推進

## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

県は、この計画に掲げる環境保全施策を総合的かつ計画的に実施するため、「鹿児島県環境基本計画推進本部」において、総合調整及び進行管理を行います。

また、この計画の実効性をより高めるため、県や市町村、関係団体、NPOなど各主体が連携・協力し、円滑で効果的な計画の推進を図ります。



## 第2節 各主体の連携

この計画の実効性を確保するためには、全ての主体が一体となって、共通の認識のもとに、環境保全活動に自主的・積極的に取り組むことが必要です。

このため、県は、市町村との連携を図り、技術的な指導や情報の提供をはじめ、市町村との連絡協議の場を通じた意見交換等により協調・連携を強化します。

また、県は、県民やNPO、事業者の自主的な取組が行われるよう、この計画の周知や情報提供を図るとともに、各主体が連携・協力した協働の取組を促進します。

## 第3節 財政措置等

県は、この計画に掲げる施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、計画の進捗状況、環境の状況等を勘案しながら、必要な財政上の措置及びその他の措置を講じます。

## 第4節 計画の進捗状況の点検

県は、この計画の着実な実行を確保するため、この計画に掲げる施策の進捗状況を点検し、その結果を公表します。

